

地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会（第2回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成25年10月31日（木）14：00～16：10
- 場 所：総務省6階 601会議室
- 出席者：小室部会長、金丸委員、斎藤委員代理、菅原委員、宗和委員、田中委員、宮澤委員、多田財務調査課長 他

【議題】

- (1) 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」の検討状況について
- (2) 地方公共団体向けアンケート結果（速報値）について
- (3) 固定資産台帳の整備目的・記載項目について
- (4) 固定資産台帳の記載対象範囲・計上単位について
- (5) その他

【配付資料】

- 資料1 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」における検討資料
- 資料2 地方公共団体向けアンケート結果（速報値）
- 資料3 固定資産台帳の整備目的・記載項目に係る検討
- 資料4 固定資産台帳の記載対象範囲に係る検討
- 資料5 固定資産台帳の計上単位に係る検討

【議事概要】

- 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」（以下「基準部会」という。）の検討状況について事務局より説明（「資料1」関係）
- 上記に係る意見等
 - ・ 評価基準の部分を含め、全般的にいつ基準部会の検討結果が示されるのか。
- 検討事項の全部については、最終的には親会である「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」に諮った上で示されることとなり、時期は今年度末の予定である。
なお、評価基準の部分については、本作業部会にも深く関わる部分であるため、次回の基準部会（11月12日開催予定）で方向性をまとめ、12月上旬に開催予定である親会に議題として上げたいと考えている。

- 地方公共団体向けアンケート結果（速報値）について事務局より説明（「資料2」関係）

- ・ 各項目の概要を説明。

○上記に係る意見等

- ・ 今回のアンケートで、固定資産台帳の整備に要した時間や人数、事務負担の課題等を聞いているが、今後各地方公共団体に整備の要請をする上で、どの程度の負荷が発生するかを認識することは重要。一方で、例えばこれまで紙ベースのデータであったが、これを機会に電子化した場合など、整備時点では負荷が発生するが、将来的に見れば負荷の軽減に繋がっている場合もあると考えられる。

○固定資産台帳の整備目的・記載項目について事務局より説明（「資料3」関係）

- ・ 現在の新地方公会計モデルにおける考え方、民間企業、地方公共団体及び地方公営企業における現状から、整備目的の検討の方向性としては、①財務書類の補助簿、②資産管理、③資産管理から進んだ更なる活用、と整理することができる。
- ・ 整備目的を仮に①財務書類の補助簿のみとした場合でも、その資産の基本的な情報は備えるため、結果的に②資産管理をも含有していると考えられる。そのため、課題は③資産管理から進んだ更なる活用をどの程度とするか、ということになると考えられる。
- ・ その検討にあたっては、どのような記載項目を追加していくのか、ということと連動するため、整備目的と記載項目をセットで検討することとし、資料3の中に「固定資産台帳の整備目的に応じた記載項目の検討」という資料をまとめた。
- ・ 一方で、本作業部会での検討にあたっては、「全ての地方公共団体への整備等を推進する観点から、実務面での実施可能性という観点を重視する」こととしているところであり、記載項目を多くした場合は、全ての地方公共団体における実施可能性が損なわれるおそれがあることに留意する必要がある。
- ・ その他、個別の記載項目について、取得財源内訳や財源情報（売却可能額）など検討を要するものがあるか。
- ・ 今回のご意見等を踏まえ、次回の部会までに事務局として整備案を整理したい（記載対象範囲及び計上単位も同様）。

○上記に係る意見等

- ・ アンケート結果からも、施設マネジメントに対する問題意識は高いことが窺える。実際に自治体の施設マネジメントを支援する際、まず現況のデータを所有課に照会することが多いが、データの信頼性の面からも、データの一元管理は必要と思う。
施設マネジメントのデータとして、費用対効果などを考えると「基礎情報として構造や面積」、「利用状況のようなサービス水準の情報」、「そのサービスを提供するにあたってのコスト等の情報」の3つに収れん、分類できると考えられるが、このことも検討の一助になるのではないか。
- ・ 整備目的としては、財務諸表を作成する上で必要最低限の項目を明示してはどうか。その上で、プラスして公共施設マネジメントなどの活用をするならこういう情報が必要という提示をすれば良いのではないか。

- ・ 資料の中で、整備目的を財務書類の補助簿とした場合の例示があるが、数量、面積情報、建物の構造、減価償却累計額の項目が入っていない。これらの情報は会計上の固定資産台帳に入っているとしても良いのではないか。
 - ・ 地方公共団体には、現在、公有財産台帳が備えられているが、別に固定資産台帳を整備すると、同じ資産に対して台帳が複数できることとなる。理想は1つのデータベースとは思いますが、最初から一本化して整備するのはハードルが高いため、将来的な統合も見据えて固定資産台帳の記載項目を示してはどうか。
 - ・ 固定資産台帳と公有財産台帳の一元化は、理想でありものすごく壮大なテーマであるが、その検討は会計上というよりもシステム論の話と思われる。
 - ・ 財源情報については、管理上の観点からしても必要と考えられる。
 - ・ 規模の小さな団体は、職員が1～2人の財政部門で財務書類の整備のほかさまざまな業務を行っていかねばならない。システムを整備することを考えると、財源情報やコスト情報なども入れて整備した方が、結果的に財政部門の負担は少なくなると考えられる。
 - ・ 今後の地方公会計について、現在の基準モデルのように財源仕訳、財源情報を必要とする基準にするのかという検討についても本作業部会で行うのか。
- その検討については基準部会で行うものである。しかし、その検討にあたって、固定資産台帳にその情報を持たせることが実務的な観点でどうか、ということについて、本作業部会として基準部会に意見出しをお願いしたいという趣旨である。
- ・ 財源情報が必要となった場合、新規取得分は確認が容易、若しくはある程度の按分で計上が可能と考えられるが、現在の基準モデルで未分析としたものをそのまま未分析とするかは議論が必要となると思われる。
 - ・ 実務的な観点からは、固定資産台帳の記載項目については必要最小限のものとするべきではないか。その場合でも、耐用年数、取得価額、減価償却累計額、数量、延べ床面積はあった方が良い。
 - ・ ③資産管理から進んだ更なる活用として、目的を公共施設マネジメントとした場合の例示があったが、この情報では足りない。工事履歴、施工者情報、部材データ、劣化状況、運営形態、業務形態、契約情報、勤務シフトなどの情報も必要。固定資産台帳で多くの情報を管理するとなると、全部メンテナンスしていかねばならない。あくまで会計情報の1つの台帳として整備すべきである。

○固定資産台帳の記載対象範囲について事務局より説明（「資料4」関係）

- ・ 固定資産台帳は、原則として所有するものすべてを対象とし、整備する必要があるのではないか。
- ・ 所有外資産の取扱いについては、どのような資産を対象とするのか等を含め把握の有用性について、今後の検討課題とするか、または、将来の財政計画の観点からは重要な情報であり、注記レベル等何らかの方法で補足することとするか。
- ・ 取得価額・取得時期不明の資産の取扱いについては、評価基準の開始時の取扱いによると

ころが大きいと、基準部会における検討結果を踏まえて検討する。

- ・ 地方公共団体の規模によって、整備すべき固定資産台帳に違いを設けるかは、すべての地方公共団体で、他の地方公共団体と比較可能な標準的な財務書類の作成を進めていくこととしており、適切な資産管理及び情報開示という観点からも、固定資産台帳に整備すべき内容に違いを設ける必要はないのではないか。ただし、導入手順や時期など実務的な負担について、団体の規模に応じて何らかの配慮を検討すべきか。
- ・ 所有資産のうち、記載対象としなくて良いものはあるか。現行の新地方公会計モデルの取扱いを踏襲することとするか。

○上記に係る意見等

- ・ 計上単位の検討にも言えることであるが、実務的に可能かどうか、また、ある部分は詳細に、ある部分はざっぱに検討している部分があると思われるので、全体を通してのバランスも考える必要がある。
- ・ 財務諸表に計上される固定資産については、当然ながら固定資産台帳への記載が必要となる。であるならば、所有外資産についても自己所有の資産と同様に維持管理を行っている等の理由で財務諸表に計上するという基準になれば、それらも固定資産台帳への記載が必要となるのではないか。
- ・ 地方公共団体の規模によって、整備すべき固定資産台帳に違いを設けるかは、例えばリース資産は原則記載するが、規模が小さい団体は記載しなくても良いこととするなど、財務諸表の計上する種類によって規模の違いを出す、簡便にするという方法もあるのではないか。

○固定資産台帳の計上単位について事務局より説明（「資料5」関係）

- ・ 計上単位について、①現物とのトレース（実査）が可能であること、②取替や更新を行う単位毎に計上すること、を原則とし、例外をどこまで許容することができるのかを個別的事項に照らして検討することとしてはどうか。
- ・ 個別的事項として、インフラ資産について道路を例にすると、地方公共団体では路線単位の道路台帳が整備されており、計上の基本は路線単位と考えられるが、開始時については一度の事務負担が多いため、現物とのトレースを検証の上、これまでの経緯を踏まえ年度一括計上を許容すべきではないか。そして、更新のタイミングで路線単位等の管理とし、精緻化を図れば良いのではないか。
- ・ 事業用資産については、建物躯体と電気設備、空調設備等の建物附属設備について、一体計上だと設備を除却した際、除却したことを台帳に適切に反映できないため、分けて計上する必要があるのではないか。ただし、その場合、簡便な計上方法を検討すべきか。
- ・ 附属設備（工作物）について、インフラ資産について道路を例にすると、街灯、ガードレール、標識等の附属設備については一体的な管理を許容することとし、開始後は、更新が行われたタイミングで個別単位の管理にすることとし、精緻化を図っていけば良いのではないか。
- ・ 事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、原則を適用し、個別単位の管理とすれ

ば良いのではないか。

○上記に係る意見等

- ・ 道路を例にして、街灯、ガードレール等は開始時点で道路と一体として管理、開始後、更新のタイミングで個別に管理、との説明があったが、実務的にはそのような細かい計上は可能なのか。ガードレールは個別の計上は難しいのではないか。一方で、事業用資産については、建物躯体と空調や給排水等の設備は、耐用年数が全く異なるので、区分して計上すべきと思われる。どこまでのものを細かく区分し、どこまでのものはまとめて良いとするのか、ガイドラインのようなものを出すのか検討が必要。
- ・ 建物躯体と空調や給排水等の設備を区分するというのは原則であり、譲れない部分なのだろう。グレーゾーンをどうするかは、簡便な処理をすることによって生ずるデメリットと、逆に精緻に計上することによるメリットがどれだけあるのかを見て、例えばガードレールなら事故等によりある程度の頻度で取替を行っていると考えられ、個別の計上でなくてもデメリットは少ない、というような判断はできるのではないか。
- ・ 実務として、道路を路線ごとに固定資産台帳に記載するのは現在行っていないため、実際行うとなった場合、相当の作業量となる。また、街灯、ガードレールなどは道路と一体的に管理している団体があると思われ、それを個別に計上となると、その作業を行う専門の部署が必要というレベルになってしまうかもしれない。
- ・ 現在、工作物の計上はいくら以上のもの、という基準がない中で、50万円以上のものを計上するとし、道路照明灯・反射鏡の類はおおむね50万円未満だったので、資産に計上していない経緯がある。ただ、道路照明灯・反射鏡・標識は維持管理のため担当課で全て管理している。しかし、資産という概念では管理していないため、固定資産台帳として管理することとなると相当の作業量となる。
- ・ 改訂モデルで整備している団体は、決算統計データが基となり、ガードレール等設置費は普通建設事業費に含まれ、年度単位の総額が固定資産台帳に積み上がっていく形となる。
- ・ 例えば道路なら、路線ごとが基本だがそれが無理なら年度単位も認めるというように、あるべき姿を示した上で簡便的な方法も示す、ということになるのではないか。